

# テクニカルニュースレター

平成28年12月改訂

お得意様各位

株式会社プロファイン

## R-32冷媒ガス取り扱い注意事項のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高圧ガス保安法が改正されR-32が新たに特定不活性ガスに分類されました。特定不活性ガスが第一種ガスになったことにより5冷凍トン(12馬力)未満の冷凍空調設備では届出不要になりました。今後メーカーからより大型な機器が上市される見込みで、R-32冷媒の需要は益々高まるのと予想されます。しかしながらR-32は他の冷媒とは異なり、微燃性があるので火をつければ燃えます。下記の事項をご理解いただき、取扱いには十分注意されますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- |     |   |
|-----|---|
| 燃焼性 | R32は微燃性があり13.8%~29.9%の割合で空気と混ざると燃えます。火気には絶対近づけないよう十分ご注意ください。                                |
| 法規制 | 高圧ガス保安法が改正されR-32は新たに特定不活性ガスに分類されました。  |
| 移動  | 警戒票に加え酸素・アセチレンなどと同様にイエローカード、消火器、防災工具などの携帯が義務付けられました。(ただし容器の内容積が25L以下で積載容器の合計が50L以下の場合は不要です) |
| 貯蔵  | 消火器を設置し、風通しのよい冷暗所を選んでください。NRC容器には破裂板が設置されており、高温により内部の圧力が一定以上になりますとガスが噴き出ることがあります。           |
| 換気  | 万一ガスが漏れますと、窒息・爆発などのリスクが生じますので設置・施工場所の換気及びガス検知器の設置などをご配慮願います。                                |